

○公 告

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施します。

令和 7 年 7 月 10 日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴乃

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施日時及び定員

警備業務の区分	実施日時			定員
	実施日	新規取得	追加取得	
法第 2 条第 1 項第 3 号に係る警備業務	9 月 10 日（水）	10:00～17:00		30 人
	9 月 11 日（木）	9:00～17:00		
	9 月 12 日（金）	9:00～17:00		
	9 月 16 日（火）	9:00～16:00	11:00～16:00	
	9 月 17 日（水）	9:00～16:00	9:00～16:00	
	9 月 18 日（木）	9:00～16:00	9:00～14:00	
	9 月 19 日（金）	9:00～12:00	9:00～11:00	

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせての人数

2 実施場所

愛媛県松山市一番町 2 丁目 6 番地 15

伊予鉄会館別館ビル 2 階 一般社団法人 愛媛県警備業協会

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）

に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

ア 受講警備業務以外の警備業務の区分に係る警備業法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者で、3(1)アからオのいずれかに該当する者

イ 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、3(1)アからオのいずれかに該当する者

4 受講申込に必要な書類

(1) 新規取得講習

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

イ 添付書類（警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号。以下「細則」という。）第9条）

(ア) 3(1)アに該当する者

a 警備業務従事証明書（細則様式第6号。以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書（従事していた警備業務の内容及びその期間について明記したもの。） 1通

(イ) 3(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し 1通

(ロ) 3(1)ウに該当する者

a 2級検定の合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(ハ) 3(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し 1通

(ニ) 3(1)オに該当する者

a 旧2級検定の合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(2) 追加取得講習

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

イ 資格者証の写し又は講習修了証明書の写し 1通

ウ 前記4(1)イ(ア) から(ニ)までの該当する書面

(3) その他

ア 4(1)イ(ア)、(ウ)及び(オ)に該当する者について、申込者が所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、受講対象者に該当することを誓約する書面（細則様式第7号）及び履歴書（従事していた警備業務内容及びその期間について明記したもの）を提出すること。

イ 添付書類は、受講申込時に受講申込書に添付して提出することとされている（講習規則第4条第2項）ことから、受講申込時において、3(1)(2)の受講対象者のいずれか（講習規則第3条各号のいずれか）に該当している必要があることに留意すること。

5 受講申込手続

(1) 受講申込期間

令和7年8月4日（月）から8月8日（金）までの午前9時から午後4時30分までの間（土曜、日曜日、祝日は除く。）

※ 受付は先着順とし、定員となり次第締め切ることとする。

(2) 受講申込書提出先

ア 受講申込者の住所地又は所属営業所の所在地を管轄する愛媛県内の各警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

イ 愛媛県外に住所地を有する受講申込者は、愛媛県内の最寄りの警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

※ ア、イいずれの場合も、本人が申込書類を直接持参し、申込みを行うこと。

6 受講手数料

(1) 新規取得講習

38,000 円

(2) 追加取得講習

14,000 円

(3) 受講手数料の納付方法

ア 受講手数料に相当する額の愛媛県収入証紙を事前に準備し、講習初日の受付の際に納付すること。

なお、一度納付した手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 受付の際に受講手数料を納付できない場合は、受講を認めない。

7 講習の委託先

愛媛県松山市一番町2丁目6番地15

一般社団法人 愛媛県警備業協会

8 その他

(1) 最終日に、筆記の方法による修了考査を実施する。

(2) 筆記用具を持参すること。

(3) 講習についての問い合わせは、愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話 089-934-0110 内線3184）に行うこと。